

第 27 号議案

亀岡市林業センター条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市林業センター条例（平成17年亀岡市条例第43号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年11月25日提出

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市林業センター条例の一部を改正する条例

亀岡市林業センター条例（平成17年亀岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第6条中「一に」を「いずれかに」に、「使用許可」を「、使用許可」に改める。

第9条中「に100分の105を乗じたもの」を削り、同条ただし書を削る。

第13条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第17条中「一切」を「、一切」に改める。

別表第 1 中

「

円 1,400	円 1,600	円 2,000	円 5,000
700	800	1,000	2,500
500	600	800	1,900

」

を

「

円 1,510	円 1,720	円 2,160	円 5,400
750	860	1,080	2,700
540	640	860	2,050

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市林業センター条例の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に許可を受けた使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料については、なお従前の例による。

亀岡市林業センター条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 亀岡市林業センターの使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。ただし、この条例の施行前に許可を受けた使用料については、なお従前の例によること。